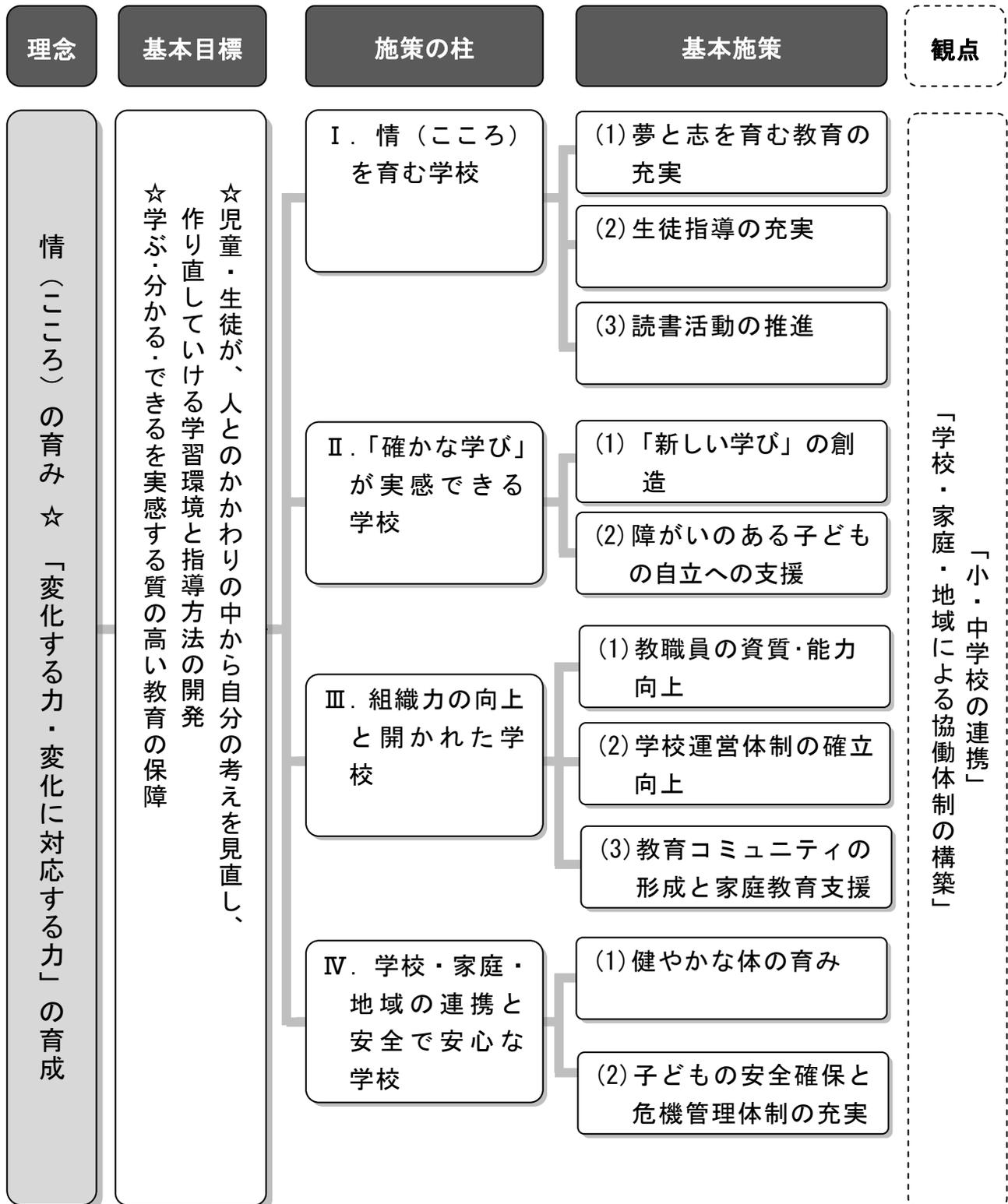


「交野市学校教育ビジョン」アクションプランの概要

学校教育ビジョンでは、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間に取り組むべき基本的な方向性について、下記のとおり定め、具体的な取組みとして、交野市における教育の課題解決のため 5 年間の基本計画（工程表）を作成しています。

「アクションプラン」は、各事業等について、市教育委員会が施策を遂行するために、基本計画（工程表）を踏まえ年度ごとに作成するものです。



平成 30 年度「交野市学校教育ビジョン」アクションプラン

施策の柱Ⅰ. 情（こころ）を育む学校

(1) 夢と志を育む教育の充実

① 道徳教育

【基本的方向と取組みの工程】

- ・豊かな心や創造性の涵養をめざした教育の充実
- ・自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育の推進

事業名	内容	関係部署	関連※	30年度目標
道徳教育推進教師 連絡協議会の開催	道徳教育推進教師を中心とした全 教師による協力体制の整備のため の協議会の開催	指導課	学校	・道徳教育推進 教師連絡協議 会を3回開催
教職員研修の実施	教職員の指導力向上のための研修 の実施	指導課、 市教育セ ンター	学校	・道徳科に関す る指導力向上 のための研修 及び先進校視 察を実施
地域と連携した道徳教育の推進（あいさつ運動・清掃活動等）				

※関連は、関係部署とともに事業を主体となって実施する機関です。（以後の表でも同様）

【30年度具体的施策】

1 道徳教育推進教師連絡協議会の開催

各学校において、道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制を整えることができるよう、道徳教育推進教師連絡協議会を開催します。道徳教育推進教師が、市内の道徳教育推進教師との連携を進めるとともに、その職務の内容に鑑み、道徳教育の指導計画の作成に関する事、全教育活動における道徳教育の推進や充実に関する事、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）の充実と指導体制に関する事、道徳用教材の整備・充実・活用に関する事、道徳教育の情報提供や情報交換に関する事、道徳科の授業公開など家庭や地域社会との連携に関する事、道徳教育の研修の充実に関する事、道徳教育における評価に関する事等、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図ることができるようにします。

2 教職員研修の実施

道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、年間を通じて教職員の指導力向上のための研修を実施し、教職員が児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導方法を工夫することができるよう支援します。

② 人権尊重の教育

【基本的方向と取組みの工程】

- ・ 様々な人権問題の解決に向けた校内推進体制の確立
- ・ 「ともに学び、ともに育つ」ことを基本的観点として、様々な人権及び人権問題に関する確かな認識と実践力を身につけた児童・生徒の育成
- ・ 自尊感情を育て、豊かな自己実現をめざすと同時に他者との豊かな人間関係を築き、共感し分かち合う精神や協同性を自覚することのできる教育の推進

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
教職員研修の実施	意識の高揚や指導力の向上等のための研修を実施	指導課、市教育センター	学校	障がい者理解教育、同和教育研修等の年3回の実施
人権教育ブックレットの作成・配付	人権教育に関する資料や実践事例を掲載したブックレットの作成と配付	指導課		実践事例の収集及びブックレットの作成教職員研修を1回実施
男女平等教育推進委員会の開催	男女平等教育に関する調査・研究及び実践の交流	指導課		男女平等教育推進委員会の開催 小・中学校9年間を見通したカリキュラムの研究を年2回以上
小・中学校9年間を見通した実践的研究の推進				

【30年度具体的施策】

1 教職員研修の実施と人権教育ブックレットの作成

一昨年度施行の3つの法律「障がい者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）」を踏まえ、市教委主催の障がい者理解教育、同和教育等の研修を年3回実施します。また、各学校における人権教育の指導計画をもとに、小・中学校9年間を見通した人権教育を推進するよう支援します。その際、学校、交野市男女平等教育推進委員会、研究団体等と連携し、人権教育に関する研修を実施するとともに、人権教育ブックレットの作成により、効果的な取組みの情報共有と発信をします。さらに、小・中学校9年間を見通した人権教育カリキュラムづくりを進めていきます。

2 男女平等教育推進委員会の開催

「おおさか男女共同参画プラン」や「交野市男女共同参画計画」を踏まえ、各学校における男女平等教育の実践交流や、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止研修、セクシュアル・マイノリティの人権をはじめ、男女共同参画社会の視点を踏まえたキャリア教育等の新しい課題についての研修を実施し

ます。また、男女平等教育推進委員会では、人権教育ブックレットを活用しながら、情報共有にとどまらず、小・中学校9年間を見通したカリキュラムについて、年間2回以上検討します。

③ キャリア教育

【基本的方向と取組みの工程】

- ・自らの生き方について考え、生涯にわたって自己実現を図っていくことができる能力や態度を身につけた児童・生徒の育成
- ・豊かな人間性や夢を育み、社会生活における職業の意義や価値について十分理解させ、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の育成

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
教職員研修の実施	意識の高揚や指導力の向上等のための研修を実施	指導課、市教育センター	学校	キャリア教育研修の実施
全体指導計画の作成（全校区）	各学校での取組みの充実のため、各学園（中学校区）において全体指導計画の再点検	指導課	学校	全体指導計画に基づいた取組みの実施
職場体験学習の実施	地域・関係部署との連携により、各学園（中学校区）で職場体験学習の実施	指導課	学校、地域	全中学校で職場体験学習の継続実施
小・中学校9年間を見通した実践的研究の推進				

【30年度具体的施策】

1 教職員研修の実施

各小・中学校のキャリア教育担当教員向けに、今後求められるキャリア教育について、実践的な取組みを推進できるよう、教職員研修を実施します。

2 全体指導計画の作成

各学園（中学校区）における子どもの現状や「めざす子ども像」を共有し、小・中学校9年間を見通した系統的・継続的なキャリア教育の全体指導計画に基づく取組みが充実するよう支援します。

3 職場体験学習の実施と進路指導資料の作成

市各部署の理解と協力を得、職場体験学習の受け入れ先を調整するとともに、研究団体との連携による進路指導資料の作成及び職場体験学習時の保険に対する予算を措置します。

(2) 生徒指導の充実

① 生徒指導

【基本的方向と取組みの工程】

- ・全教職員が一致協力した校内指導体制の構築・組織対応の充実

- ・小・中学校9年間を見据えた生徒指導、小・中学校の切れ間のない継続した指導体制の充実
- ・家庭・地域・関係諸機関と連携し、問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に努め、児童生徒、保護者に対する組織的・計画的な支援の推進

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
相談体制の充実と校内体制の支援	交野市教育センターに臨床心理士を配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、小中合同ケース会議や校内いじめ防止対策委員会等を支援	指導課、市教育センター		<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士及び市スクールソーシャルワーカーの効果的活用の推進 ・小・中学校合同ケース会議の実施に向けて、連絡会等による支援の充実
児童と生徒との交流の推進	児童会・生徒会活動の充実を支援するとともに、児童と生徒との交流をすすめ、自己有用感の醸成と小・中学校の段差縮小（成長を促す指導）	指導課、市教育センター	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・合同生徒会の活動の拡充の為の環境面等での支援の充実 ・小中連携・一貫の各学園（中学校区）での内容の拡充への支援及び研修等の充実
いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための積極的認知の推進	未然防止、早期対応の強化のため、児童・生徒へのアンケートを年3回実施するとともに、教職員研修の充実等で、教職員の人権感覚の醸成を図り、校種間・保護者・地域との連携を推進	指導課、市教育センター	学校 家庭 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの継続実施と経年比較した傾向の分析（積極的認知） ・教職員の人権感覚の向上に向けた研修の実施 ・対策委員会の充実に向けて、対応チャートの活用へ向けての指導・助言等
不登校 ^{ゼロ} をめざした取組みの推進	教職員研修の充実等で、教職員の不登校に対する共通理解を促進するとともに、学園（中学校区）を中心とした市内での連携推進のための連絡会の実施	指導課、市教育センター	学校 家庭 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の更なる充実に向けた連携の強化 ・アウトリーチ型家庭教育支援のより一層の充実・強化 ・適応指導教室との連携強化 ・新規不登校を0にする未然防止への取組みの強化
児童虐待防止の推進	教職員研修の充実等で、教職員の虐待に関する理解の促進とともに、関係機関及び小・中学校間での連携の強化	指導課、市教育センター	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した研修の実施の継続 ・関係機関と市教委との連携強化 ・小・中学校間での連携強化
小・中学校9年間を見通した実践的研究の推進				

【30年度具体的施策】

1 校内生徒指導体制の充実のための支援

暴力行為、不登校、いじめ問題等の課題に対して、積極的認知、早期発見、早期対応、未然防止そして「成長を促す指導」へと結びつけていくために、教職員研修等の充実及び校内研修の活性化の支援に努めます。また、校内生徒指導体制を充実させるために、福祉的視点をもつスクールソーシャルワーカー、心理的視点をもつスクールカウンセラー等の専門家を交えたケース会議の推進を図るとともに、小・中学校間に跨がる事案も増加してい

ることを鑑み、小中合同のケース会議の推進にも努めます。平成30年度よりスクールソーシャルワーカーを各学園（中学校区）に1名配置し、関係諸機関及び連携について強化し、学校支援の充実に努めます。

2 相談体制の充実

市教育センター及びスクールカウンセラー、ピアサポーター等、学校に関わる相談体制の充実に図るために、連絡会等を開催し、連携を強化するとともに、学校への相談体制の充実に図ります。

3 いじめの未然防止、早期発見・早期対応

いじめに関するアンケートについては、年間3回実施するとともに、その分析については、スクールソーシャルワーカーの活用などで、いじめ問題に対する取り組みの充実に努めます。「交野市版問題行動対応チャート」を活用し、いじめ問題及び問題行動に対する積極的認知を進めた上で、早期発見・早期対応に努めます。また、SNS等による問題行動に対して、理解を深めるとともに、組織的対応と関係機関との連携の強化を推進していきます。教職員対象の研修については、「交野市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止対策推進法」についての理解を更に深めること、各校において策定された「学校いじめ防止基本方針」の実行性を高めることを目的に研修の充実に努めます。

4 不登校0をめざした取組みの推進

スクールソーシャルワーカーによる研修会の充実などにより、学校の不登校の未然防止の取組み及び不登校児童生徒へのアプローチが積極的に行われるように支援します。また、適応指導教室と学校が連携をより強化することで、段階的に学校復帰をめざすとともに、アウトリーチ型家庭教育支援員の活用をより一層推進し、家庭訪問を行うことで、不登校児童生徒の状況及び家庭状況を把握し、児童生徒及び保護者等に対する支援を充実させることに努めます。

5 児童虐待防止の推進

29年度に引き続き、交野市要保護児童地域対策連絡協議会と共催した、虐待に関する研修を行うことで、虐待についての理解を深めるとともに、小・中学校間、関係機関との連携強化、共通理解を深めることに努めます。

②認定こども園、幼稚園と小・中学校の連携

【基本的方向と取組みの工程】

- ・認定こども園や幼稚園の指導が小学校の指導に円滑に接続できるよう、こ・幼・小連携の一層の推進
- ・家庭・地域・関係諸機関と連携し、就学前の子どもたちの育みが小学校以降の義務教育へつながるような支援の推進

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
こ・幼・小連絡協議会の開催	幼児教育と学校教育の相互連携と交流推進のための連絡協議会の開催	指導課	認定こども園、幼稚園、学校	・こ・幼・小連絡協議会を開催し、保育活動と学校教育の連携・交流の充実
認定こども園、幼稚園と小・中学校の交流の推進	行事等における交流や入学体験等による幼児と児童の交流、職場体験等による幼児と生徒の交流の推進	指導課	認定こども園、幼稚園、学校	・幼児・児童・生徒の体験的な交流の充実
小・中学校における指導と支援の充実	子どもの生活及び発達や学びの連続性を踏まえた相互参観や合同研修、子どもの個々のニーズに応じた支援の実施	指導課	認定こども園、幼稚園、学校	・相互授業参観等による教員の交流の充実 ・小学校の学校公開日を認定こども園、幼稚園に周知 ・フォローアップ事業の充実
関連機関と連携のとれたこ・幼・小・中の交流の推進				

【30年度具体的施策】

1こ・幼・小連絡協議会の開催

こども園課と指導課が連携して、「交野市こ・幼・小連絡協議会」を開催し、保育と学校教育の相互の連携と交流の推進を行います。

2認定こども園、幼稚園と小・中学校との交流の推進

教員の交流(相互授業参観・合同研修会・連絡会など)や行事交流や入学体験、職場体験などによる幼児と児童・生徒の交流を進めます。また、認定こども園、幼稚園から小学校へと円滑に移行できるよう、他市事例の紹介や生活科の授業支援など「スタートカリキュラム」の作成に向けて研究をすすめます。

3小・中学校における指導と支援の充実

認定こども園、幼稚園と小・中学校義務教育9年間の学びを一体のものにとらえ、相互参観や合同研修を行うことで、幼児期の教育と小・中学校教育の関係の連続性・一貫性のある取組みを推進します。

4臨床心理士の活用について

子育て支援課と指導課の相談体制の連携を拡充及びフォローアップ事業を推進させることにより、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を支援します。

(3) 読書活動の推進

① 読書習慣

【基本的方向と取組みの工程】

- ・児童・生徒が生涯にわたって読書に親しみ、楽しむ習慣を確立するための環境整備
- ・言語活動の充実を図る学習指導要領の趣旨を踏まえた積極的な読書活動の推進、発達の段階に応じた体系的な読書指導

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
全校一斉読書の実施	読書の機会の拡充のため、「朝の読書」などの一斉読書への取り組みの継続	指導課	学校	小・中学校での継続した朝読書の取組みの実施
市立図書館との連携	団体貸出（学校巡回貸出（試行）も含む）やブックトークの実施など、読書活動の推進のための連携	図書館、指導課	学校	・読書活動推進計画に基づき、学校との連携を更に深めていく ・各取組みを引き続き継続し、学校との連携を推進する
学校図書館を活用した授業の推進	教職員研修を実施し、調べ学習など学校図書館を活用した授業の推進及び学びあい補助員による言語活用力の充実支援	指導課	学校	・学校図書館を活用した授業計画を全小学校で実施 ・小・中 9 年間を見通した図書館を活用した公開授業を実施
地域と連携した読書活動の推進				

【30年度具体的施策】

1 全校一斉読書の実施

全小・中学校で、始業前等に、児童・生徒が読書をする時間、また図書ボランティア、教職員が読み聞かせをする時間を設け、読書習慣として学校の日課に位置付くよう支援を図ります。

2 市立図書館との連携

市立図書館と学校が連携・協力し、選書に関する情報提供や調べ学習の支援（学校巡回（試行）による団体貸出等）を行うとともに、訪問おはなし会、施設見学、職場体験等を充実するなど、読書活動が推進するよう、支援します。

3 学校図書館を活用した授業の推進

小学校の学校図書館に授業を支援する学びあい補助員を派遣し、言語活用力の向上を図ります。また、本の使い方、探し方、調べ方、見つけ方等についての研修等を実施し、学校図書館の学習センターとしての機能の活性化を図ります。

②学校図書館の充実

【基本的方向と取組みの工程】

- ・「読書センター」としての機能と、「学習・情報センター」としての機能を果たすことで、児童・生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」の育成
- ・「心の居場所」としての役割を果たせるよう環境整備

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
図書館資料の整備	学校図書館図書標準の達成に向けた図書資料の充実と新聞の配置	学校管理課、指導課		図書購入費の継続及び蔵書数の増加
学校図書館の活用の推進 1) 小学校での図書館の活用の拡充 2) 学校図書館を活用した授業の推進	1) 学校図書館の活用を推進するための学校図書館への支援の拡充 2) 授業における学校図書館の活用が進むよう、小・中学校9年間を見通した、本の使い方、探し方、調べ方、見つけ方等についての研究、研修等の推進	指導課 図書館	学校	小・中学校での開館の拡充に向けての取り組みの推進
地域ボランティア対象研修の実施	市立図書館と連携し、地域ボランティアの研修の実施	図書館、指導課	家庭・地域	学校図書館ボランティア連続講座の実施
地域と連携した読書環境の整備				

【30年度具体的施策】

1 図書館資料の整備

①学校図書館の蔵書充実

29年度に引き続き、学校図書館図書標準の達成に向けた図書館蔵書の充実を図ります。

2 学校図書館の活用の推進

①小・中学校において、本に親しむ機会を増やせるよう、開館の拡充に努めます。

②専門スタッフの派遣

授業における学校図書館の活用が進むよう、図書館の使い方のオリエンテーションなど多様な読書活動を企画・実施する専門スタッフを派遣し、調べ学習の支援など、小・中学校9年間を見通した学校図書館の活用の促進や充実に努めます。また、小学校における学校図書館の放課後の活用を継続し、児童のこころとからだの居場所づくりに努めます。

3 地域ボランティア対象研修の実施

学校図書館ボランティア、学校支援地域本部を中心とした地域人材による「読み聞かせ」「ブックトーク」「ストーリーテリング」等、学校図書館で取り組める体制づくりをすすめます。そのため29年度に引き続き、小・中学校の教職員や読書推進活動に関するボランティアを対象とした「交野市学校図書館ボランティア連続講座」等の研修会を開催し、図書ボランティアの拡充に努めます。

施策の柱Ⅱ. 「確かな学び」が実感できる学校

(1) 「新しい学び」の創造

①教育課程

【基本的方向と取組みの工程】

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とそれらを活用して問題解決を図るための思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学習に取り組む主体的態度の育成
- ・ 小・中学校9年間の学びを一体のものにとらえた、綿密で合理的な教科や領域の指導計画の作成と、個に応じた多様な教育の展開
- ・ 適切な学習評価の実施に努め、授業改善や学校の教育活動全体の改善

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
各校でのPDCAサイクルの充実	指導力向上等に係る研修を充実させるとともに、PDCAサイクルをさらに機能させることによる取組みの見直し	指導課	学校	学力向上に向けた5観点に基づいた取組みの活性化
教職員研修の充実	交野市教育センターとの連携による、教職員のキャリアステージに対応した研修など、より実践的で専門性の高い研修の実施	指導課、市教育センター		市教育センター主催研修を60回実施
ICT機器の整備	ICT機器、周辺機器の整備	指導課	学校	ICT関連機器の一層の充実
プログラミング教育の推進	全小学校におけるプログラミング授業の実施。プログラミング的思考を育むためのカリキュラム作成・検討をし、「新たな学び」の創設につながるプログラミング教育を推進	指導課	学校	・小学校低学年から中学校まで発達段階に応じてプログラミング学習を実施 ・教職員対象の研修を2回実施
英語指導助手（ALT）の配置	1) 英語での読み聞かせ等、幼児や児童を対象にしたALTのより効果的な活用の推進 2) 外国語担当教員との協同の授業作り研修の実施 3) 小学校1年～4年におけるALTの活用	指導課		ALT定例会を年6回実施
外国語教育の推進	1) GCP（グローバル・コミュニケーション・プロジェクトチーム）等を通し、小・中学校における授業づくり研修の実施 2) ALTとの協同授業（ティーム・ティーチング）による研究授業の研修と実施 3) 外国語活動における実践的で専門性の高い研修の実施 4) GC事業（グローバル・コミュニケーション能力向上支援事業）において、モデル校区を中心に小学校外国	指導課	学校	・GCP会議及び役員会を実施 ・英語力向上研修を年3回実施 ・モデル校区による市内全体への公開授業を実施

	語活動の教科化に向けた研究 5) 英検1BAを全中学校で実施			
小中一貫教育に向けた指導方法の研究	1) モデル学園（中学校区）における研究の推進 2) 「新たな学び」について具体的な計画を立て、各学園（中学校区）で「新たな学び」を創設 3) 各教科における9年間のカリキュラム作成	指導課	学校 地域 保護者	・モデル学園（中学校区）での取組みを発表、共有。 ・小中一貫教育フォーラムの開催。
小・中学校の連携、学園（中学校区）の小・小の連携による指導方法の研究				

【30年度具体的施策】

1 各校でのPDCAサイクルの充実

各校で「学校全体での組織的な取組みの推進」「授業づくりの推進」「学習規律の保持」「自学・自習力の向上」「読書習慣の定着」の5観点成果指標として取り組むことで、取組みの一層の活性化を図ります。特に、授業づくりについては、指導方法の工夫・改善や授業力の向上を図るため、「授業のめあてや課題の提示」「ペアワーク・グループワークを通じた言語活動の充実」「学習を振り返り、まとめを書く」等の取組みを充実させ、子ども自身の主体的・対話的で深い学びをめざした授業づくりを学校全体としてすすめます。

2 教職員研修の充実

交野市教育センターが主催する研修や学力向上担当者研究協議会等において積極的に情報を発信し、学力向上に向けて学校組織としてどのように取り組むべきかを研修のひとつの視点として実施します。各校で伝達講習を実施することで、研修の内容がどの教職員にも行き渡り、各校での取組みがより高い効果を上げるよう支援します。

3 ICT機器の整備

市内の全普通教室に整備されているデジタルテレビ等が授業においてより有効に活用できるよう、ICT機器の整備に努めます。

4 プログラミング教育の推進

全小・中学校において発達段階に応じてプログラミング授業を実施します。ロボット型プログラミング教材を活用し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する手段として、児童・生徒の論理的な思考力や問題解決能力の育成を目的に、新たな学びに対応するためのプログラミング授業の実施に取り組めます。また、教職員を対象にプログラミング教育の研修2回を実施します。

5 英語指導助手（ALT）の配置

英語指導助手（ALT）を各小・中学校において、より有効に活用することで児

童・生徒の学習がより深められるような指導方法について研究を進めるとともに、教員との協同の研修を実施します。さらに、English Cooking, English Day, 英語弁論大会などの英語を通じた活動も行っていきます。また、認定こども園へのALT派遣等を継続し、外国語の早期教育に対応するための指導方法を検討していきます。また、ALTの配置数の拡大により、小学校1～4年生の外国語活動及び中学校での外国語におけるコミュニケーション活動の充実をより一層推進します。

6 外国語教育の推進

GC 事業（グローバル・コミュニケーション能力向上支援事業）及び GCP（グローバル・コミュニケーション・プロジェクトチーム）等を通し、外国語教育をめぐる国の動向に応じた外国語教育の研修等を進めます。具体的には、小学校における授業づくり研修の機会を設け、ALT との協同授業（ティーム・ティーチング）による授業案の作成、また外国語活動における実践的で専門性の高い研修を実施し、小学校低学年からの外国語活動と今後の英語教科化に向けた実践研究を推進していきます。さらに、小・中学校の指導内容をつなぐ「交野フレーム」を使い新学習指導要領の移行期間における教材の研究を行います。また、交野市全中学校において英検 IBA を導入し、これまでの取組みの効果・検証等を行い、今後の取組へ繋げるとともに、9年間を見通した外国語教育のさらなる推進を図ります。

7 小中一貫教育に向けた指導方法の研究

小・中学校9年間を通じたカリキュラムを編成し、系統的な教育をめざすために、モデル学園（中学校区）を中心に、他学園（中学校区）においても指導方法等の研究を行い、その成果を市内全体で共有しさらなる推進を図ります。また、小・中学校間のより一層の交流を図り小学校教員と中学校教員の乗り入れ授業の充実を図ります。「交野市小中一貫カリキュラム検討委員会」を核として、小・中学校合同授業研究や各学校における研究会等を通して、「新たな学び」を創設し、小・中学校9年間を見据えた指導計画の策定に努めます。

②学習指導

【基本的方向と取組みの工程】

- ・個に応じた多様な教育、指導方法の工夫・改善
- ・児童・生徒が自ら課題を見つけ、自ら学び考える力を引き出すため、積極的に大学や研究機関との連携を図り、学習意欲を高める学習環境の構築
- ・課外活動においても大学や研究機関の専門性を取り入れて、顧問となる教員のサポートができる体制づくりの構築

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
少人数学級の整備と充実	小学校において、市独自の35人以下の学級編成を実施	指導課		任期付職員への年3回の訪問支援の実施
学力向上策の確立	学力や学習状況を把握・分析し、課題解決に向けた学力向上策の確立と学習支援員等の人的支援の充実	指導課	学校	各校の学力向上策に対し、学園（中学校区）担当指導主事にてヒアリン

				グを実施し、指導助言・学習支援員の派遣・資料の提供等を行う
学習評価システムの構築	指導と評価の一体化を図り、より教育効果を高める評価システムの構築	指導課	学校	教育効果を高める学習評価システムの推進
児童・生徒対象セミナーの開催	休日や夏季休業中における体験活動の実施	青少年育成課		大学とより連携し、内容の充実をはかる
小・中学校9年間を見通した実践的研究の推進				

【30年度具体的施策】

1 少人数学級の整備と充実

小学校の中学年になると、授業時数が増加し、学習内容が抽象化して高度になり、学習や学級での人間関係のつまずきから不登校等の長期欠席者や人間関係のトラブルが増加する傾向がみられます。これらの課題解決のため、小学校段階における学習環境の土台作りを進め、30年度も35人以下の少人数学級編成を小学校全学年において継続し、子どもたち一人一人に対し、きめ細かな指導を行います。今後、社会において必要となる「生きる力」、確かな学力・豊かな人間性・健康体力などを養います。そして、学級増となる学校には市費負担教員（任期付き職員）を採用して配置します。

2 学力向上プラン

学力や学習状況に関する調査において、実態把握をし、交野市学力向上プランに基づき成果と課題を分析します。分析結果から課題に応じた指導方法の工夫・改善の支援、習熟に応じた指導の推進等の支援を行います。また、授業において、言語活用力の向上をねらいとした「主体的・対話的で深い学び」を実現することによって、学力調査における記述式問題での正答率が向上するよう支援します。

3 学習評価システムの構築

到達目標や評価規準を明確にするとともに、指導と評価が一体となった学習評価システムの構築に向けての支援を行います。また、必要に応じ学習評価の在り方に焦点を当てたテストづくりについての研修等を実施します。その上で、小学校においては、児童の学習内容の定着や中学校のテスト形式に慣れること等を目的とし、学期ごとの定期テスト（振り返りテスト）を実施します。

4 児童・生徒対象のセミナーの開催

子ども達の多様な好奇心に応えるよう、休日や長期休業を活用し様々な活動を実施します。摂南大学との連携により、「中学生理科セミナー」では、身近な科学をテーマに、日頃の授業では体験できない実験活動を行います。

(2) 障がいのある子どもの自立への支援

①「ともに学び、ともに育つ」教育システムの構築

【基本的方向と取組みの工程】

- ・「ともに学び、ともに育つ」教育のもと、一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合いながら、自尊感情を高め、互いを大切にする態度を育むインクルーシブ教育の充実
- ・地域社会の一員として人や社会とつながり、支え合いながら、生き生きと活躍できる共生社会の実現をめざす取組みの推進

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
教職員研修の実施	通常の学級担当者等に対する、インクルーシブ教育の充実に向けた研修の実施	指導課、市教育センター		支援教育に関する研修の実施
インクルーシブ教育に係る知識・理解の促進	「障がい理解教育」を教育活動や研修を通して深めることによるインクルーシブ教育の充実	指導課	学校	障がいに関する理解を深めるための研修等の実施
授業の工夫・改善	通常の学級の授業における「すべての子どもにとってわかりやすい授業づくり」（授業のユニバーサルデザイン化）の推進	指導課	学校	通常の学級におけるユニバーサルな授業づくり、教室環境づくりの推進
地域と連携し「ともに学び、ともに育つ」教育の推進				

【30年度具体的施策】

1 インクルーシブ教育システムの構築に向けて

就学前から小学校への就学時、小学校から中学校への進学時、各学校での進級時において、個別の教育支援計画等を活用し、確実な引継を行い、切れ目のない支援体制を構築します。また、通常の学級担任等を対象とした研修を充実させることで、各学校において「障がい者（児）への理解」及び「障がい理解」を促進することに努めます。

2 すべての子どもにとって学びやすい環境づくりの推進

「ともに学び、ともに育つ」学校の環境づくりの充実を図るために、学校訪問・相談等による支援を行い、「障がい理解教育」及び「障がい者（児）教育」を推進します。また、通常の学級において、教育的ニーズに応じて必要な支援が提供できるように、障がいに関する知識を含め、具体的な支援方法についての研修を行い、すべての子どもにとって学びやすい環境づくりを推進していきます。

②支援教育

【基本的方向と取組みの工程】

- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育推進」の趣旨を踏まえ、「ともに学び、ともに育つ」教育に必要な「学校づくり」、「集団づくり」の推進

- ・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の実施

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
教職員研修の実施	支援学級担当教員の専門性の向上及び支援教育への理解促進のための研修を実施	指導課、市教育センター	学校	支援教育に関する専門的な研修の実施
リーディングチームによる支援教育の推進	支援学級とリーディングチームの連携・協働による巡回相談の促進及び研修企画等	指導課市教育センター	学校	リーディングチームの活動の推進
授業の工夫・改善	通常の学級の授業における「すべての子どもにとってわかりやすい授業づくり」（授業のユニバーサルデザイン化）の推進	指導課市教育センター	学校	通常の学級におけるユニバーサルな授業づくり、教室環境づくりの推進
将来を見通し、地域と連携した支援教育の推進				

【30年度具体的施策】

1 リーディングチームによる支援教育の推進

リーディングチームのメンバーを精選し、支援学校と連携・協働しながら、各校のコーディネーター育成のため、研修や連絡会を実施し、要請教育相談、計画巡回相談の充実を図ります。

2 授業の工夫・改善及び専門性を高めるための研修の実施

支援教育に関する専門的な研修を実施し、支援学級での教育を充実させます。また、支援学級での取組みを通常の学級に生かし、「すべての子どもにとって学びやすい授業づくり、教室環境づくり」を支援するために、学校訪問、研修等を行います。

施策の柱Ⅲ. 組織力の向上と開かれた学校

(1) 教職員の資質・能力向上

①授業力の向上

【基本的方向と取組みの工程】

- ・子どもが主体となる授業づくりの推進
- ・ユニバーサルデザインの授業づくり導入による、すべての子どもにとって「わかる・できる」授業の推進
- ・授業評価の実施による指導方法の改善

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
授業づくりの推進	「主体的・対話的で深い学び」の実現やその指導方法の推進	指導課	学校	・授業づくり研修の実施 ・指導主事による授業充実支援事業の充実
各校でのPDCAサイクルの充実	評価の在り方についての理解を深め、適切な評価に努めるとともに、評価結果を指導改善に生かす指導と評価の一体化の促進	指導課	学校	指導主事等が各校を年間12回以上訪問支援
教職員研修の充実	交野市教育センターとの連携により専門研修講座を充実させ、より実践的で専門性の高い研修の実施	指導課、市教育センター		市教育センター主催研修を50回実施
小・中学校9年間を見通した実践的研究の推進				

【30年度具体的施策】

1 授業づくりの推進

児童・生徒が主体的に学ぶ授業づくり指導方法の工夫・改善や授業力の向上を図るため、かたのスタンダードにもとづいた「授業のめあてや課題の提示の工夫」「ペアワーク・グループワークを通じた言語活動の充実」「学習を振り返り、まとめを書く」等、小・中学校が統一した授業展開の定着を図ります。授業展開の中の「ペアワーク・グループワーク」の質を高め、対話的で深い学びを推進していきます。

2 各校でのPDCAサイクルの充実

授業づくりの推進に係る研修を実施するとともに、学園（中学校区）担当指導主事が各学校を年間12回以上訪問し、授業を参観し、指導・助言を行うことにより、かたのスタンダードの定着が推進されるよう学校を支援します。

3 教職員研修の充実

「教育は人なり」とも言われるように、より実践的で専門性の高い研修を実施し、児童・生徒の個に応じたきめ細かな指導ができるようにします。さらに、小中教員が相互に授業交流をする乗り入れ授業や学園（中学校区）で協同して進めるカリキュラムづくり

の成果等を活用し、9年間を見通したさらなる小中一貫教育を進めるための研修を行います。

②人材の育成

【基本的方向と取組みの工程】

- ・教職員研修の充実
- ・初任者等の経験年数の少ない教員の授業力の向上を支援するため、校内研修体制づくりを推進

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
教職員研修の充実	教職員のキャリアステージに対応した、理論と実践の往還がなされた研修の実施	指導課、市教育センター		市教育センター主催研修を60回実施
校内研修体制の充実	校長による明確なビジョンに基づく研修の充実と、人材育成を柱とした指導技術の伝承	指導課、市教育センター	学校	授業充実支援事業の充実と研修受講後の伝達講習を全校で実施
交野市教育センターの充実と連携の推進				

【30年度具体的施策】

1 教職員研修の充実

今年度も引き続き、様々な研修機会を設けると同時に、先進校視察研修を実施します。市主催研修においては、より理論と実践の往還がなされた研修の実施に努めます。また、研修の在り方をキャリアステージを意識したものにすることで、ミドルリーダーの育成等を推進するとともに、校内における経験の浅い教職員の育成を支援します。

2 校内研修体制の充実

教職員の指導技術のさらなる向上に向けて、各校で実施している校内研修体制がより充実するよう支援します。校長は、明確なビジョンを示し、全教職員が統一して行う指導を意識した研修をすすめます。そのために、フレッシューズサポート事業や授業充実支援事業を含め指導主事や教育センター職員による学校訪問を充実させ、かたのスタンダードにもとづいた授業改善への助言、資料の提供等で校内での指導体制の充実に努めます。さらに、各学園（中学校区）プランに基づいたカリキュラム編成の推進に向けて支援します。ミドルリーダーの育成、経験の浅い教職員への指導技術の伝承等をよりすすめます。校外で受講する研修の内容を全教職員で共有するため、研修受講者による伝達講習を充実させます。

(2) 学校運営体制の確立

学校運営体制の整備・充実

【基本的方向と取組みの工程】

- ・学校経営方針や教育目標等を教職員全員が共有化し、協働し組織的な学校体制の構築
- ・学校教育調査や学校評議員制度等を活用した学校運営体制の整備・充実
- ・学校経営の自主性・自律性と特色ある学校づくりの推進
- ・教職員の意欲向上と資質向上のために「教職員の評価・育成システム」の活用

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
学校情報の発信	学校の教育方針や教育活動に関する情報や小中一貫教育についての学園（校区）の取組み等を家庭や地域に積極的に提供することによる、開かれた学校づくりの推進	指導課	学校	各学校のホームページ更新率の上昇
学園（中学校区）プランの活用	29年度に作成した学園（中学校区）プランを活用し、必要に応じてカリキュラム概要版を追加した31年度までの学園プランを作成	指導課	学校・学園（中学校区）	小中一貫教育と新学習指導要領全面实施を見据えたプランの作成
学校教育評価の実施	学園（中学校区）学校評議員会を実施するとともに、学校評価システムを確立し、多様な観点から教育活動を評価することによる、学校運営体制の整備・充実	指導課	学校	学校評議員等の意見交換会を実施並びに小中一貫教育を見据えた学校教育調査の改善
特色のある学校づくり	学校パワーアップ推進事業による、特色ある学校づくりを推進	指導課	学校	市内全体に向けた取組内容の発表
教職員のメンタルヘルスの充実	教職員の心身の健康を図るため、健康相談等の健康保持に必要な措置の継続的・計画的実施	指導課、学校管理課		メンタルヘルスに関する研修の実施
ノークラブDAY（部活動休養日）の実施	長時間勤務の一層の縮減	指導課、学校管理課	学校	ノークラブDAYの本格実施
家庭や地域と連携した教育活動の推進				

【30年度具体的施策】

1 学校教育評価の実施

学園（中学校区）学校評議員会を実施するとともに、全小・中学校で、学校評議員や保護者、地域等、外部人材との意見交換会を学期ごとに実施し小・中一貫教育の方向性を示すとともに、校長は、得られた意見・評価を適切に分析のうえ、PDCAサイクルにより効果的に学校運営、教育活動の改善、充実に努めるようにします。

2 特色のある学校づくり

校長の取組み計画に応じた予算編成を行い、学校経営の自主性・自律性と特色ある学校

づくりを推進します。また、学校の課題を踏まえた独自の取組みを支援することで、組織力、学校力の向上を図っていきます。

3 学園（中学校区）プランの作成と活用

学園（中学校区）として、児童・生徒、教職員、保護者が目標（めざす子ども像）を共有化し、小・中学校の一体感が深まるよう、9年間のカリキュラム概要版の作成を支援する。

4 教職員のメンタルヘルスの充実

勤務時間管理簿・時間外・休日業務集計表により教職員の勤務状況の把握を行うとともに、産業医による面接指導体制を整え、教職員の心身の健康を図っていきます。また、産業医による学校巡回相談やメンタルヘルスに関する研修を実施し、教職員に対して、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、面接指導制度の周知等行っていきます。

5 ノークラブ DAY（部活動休養日）の実施

生徒のバランスのとれた健全な成長と教職員の健康を確保する観点から、部活動を行わない日を原則週1日及び土・日曜日もしくは祝日に月2回以上設定し、子どもたちのために一層充実した教育活動を進めていきます。

(3) 教育コミュニティの形成と家庭教育支援

教育コミュニティ

【基本的方向と取組みの工程】

- ・学校を拠点とし、学校・家庭・地域による子どもを育む取組みの推進と、地域における教育課題の解決のための開かれた学校づくり
- ・学校支援コーディネーターが活動しやすい環境づくりの推進
- ・保護者や地域の方と児童・生徒との交流を深め、魅力ある教育活動を支援

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
地域学校協働本部の充実	コーディネート機能の強化や幅広い層の地域住民の参画など、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく仕組みづくりに取組み、「地域学校協働本部」の設置をめざす	社会教育課、指導課	学校、家庭、地域	コーディネート機能の強化
放課後等の子どもの居場所づくり	小学校校庭を開放し、子どもたちに自由に遊べる場所の提供	青少年育成課	学校・地域	実施日数の拡大
交流会や事業報告会の開催	地域のさまざまなボランティアと教職員、児童・生徒との交流会や取組み報告会の開催	社会教育課、指導課	学校、家庭・地域	府主催研修会、交流会への積極的参加

コーディネーターの育成	学校にコーディネーターを配置し地域や学校との連携の推進	社会教育課、指導課	学校	コーディネーターの適正配置
家庭教育の支援	保護者及び中学生を対象とした家庭教育学級等の講座を実施	社会教育課	家庭・地域	児童・生徒に対する親学習機会の提供
学校・家庭・地域全体で子どもを育てる取組みの推進				

【30年度具体的施策】

1 地域学校協働本部の充実

コーディネーター、ボランティアの登録制度を引き続き推進し、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく仕組みづくりに取り組めます。

2 放課後等の子どもたちの居場所づくり

フリースペースの実施日数拡大に向けて、各小学校との調整及び安全管理員の増員に努めます。また、放課後児童会との連携方法について検討していきます。

3 交流会や事業報告会の開催・コーディネーターの育成

登録制度を有効に活用し、大阪府が主催する府下市町村の先進事例の発表や交流が行われる研修会・交流会への積極的な参加を促します。また、各校区でコーディネーターとして活動している方々や同様のボランティア活動に参加されている方々が情報交換出来るような場作りについて、運営委員会にて検討を進めます。地域学校協働活動を推進していくためには、コーディネート機能を強化することが不可欠であり、地域住民等と学校との連絡調整などを行うコーディネーターの配置、人材の育成・確保、持続可能な体制づくりを推進します。

4 家庭教育の支援

保護者を対象とした家庭教育学級等の講座や、将来親となる準備期の中学生を対象に親学習の機会を提供します。

施策の柱Ⅳ. 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校

(1) 健やかな体の育み

健康教育

【基本的方向と取組みの工程】

- ・児童・生徒の健康状態の把握に努め、健康の維持管理と向上を図る
- ・自らの健康を考え、食に関する知識と望ましい食習慣の指導の充実
- ・健全な発育に資する安全・安心で美味しい給食の提供

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
健康教育と健康管理	生涯にわたり、心身の健康を自己管理できる健康教育の実施	指導課、学校管理課、学校給食センター	学校、家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・和食を通じてバランスの良い食事を家庭に啓発 ・和食の基本のだしの取り方など調理の仕方を伝えて食生活の自立に繋がる情報を発信 ・ブラッシング指導の実施
健康な体と体力の育成	検診等による健康状態の把握及び環境衛生の推進と、体育の授業における授業方法の工夫・改善、取組みの充実	指導課、学校管理課	学校、家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・検診等の実施及び治療勧告の実施 ・保健関連の啓発物の配布 ・9年間の学びを意識した体育の授業改善の推進
横断的、系統的な食育の推進	栄養教諭等を中心とした年間を通じての食に関する指導の推進	指導課、学校給食センター	学校、家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな心の育成につながる食育の推進 ・給食を教材とした食の指導の実施
小・中学校9年間を見通した実践的研究の推進				

【30年度具体的施策】

1 健康教育と健康管理

学校給食における食物アレルギー対応については、安全・安心を最優先した、食物アレルギー対応食・除去食を提供します。また、栄養のバランスのとれた食生活について、給食便り等により家庭生活に対して啓発活動、情報提供を行い、食育を促します。また、ブラッシング指導の実施により、正しい歯磨きの方法や歯科に関する正しい知識の啓発を行います。

2 健康な体と体力の育成

児童・生徒及び学校教職員等に対し定期健康診断を実施し、疾病等の早期発見・治療勧告に努めるとともに、各学校等に対して保健に関する資料等の配布による情報提供・啓発を行います。また、児童・生徒の体力の傾向を把握し、体力向上の取組みを推

進できるよう、教職員研修を実施します。

3 横断的、系統的な食育の推進

交流給食やセンター見学、おいしく安全な給食の提供などを通して、食べる側と作る側の距離を近づけます。また、食に関する指導の全体計画をもとに、栄養教諭等が中核となり、年間を通じて食育の推進に努めていきます。

(2) 子どもの安全確保と危機管理体制の充実

安全教育と危機管理

【基本的方向と取組みの工程】

- ・地域・家庭・学校が連携して取り組んでいく環境づくりを推進し、子どもの安全確保と危機管理体制の充実
- ・学校における事故、不審者侵入等への緊急対応とその未然防止に努めるため、危険地域を確認し、安全教育・安全管理の推進
- ・減災の視点から、災害発生時には危険を回避するために主体的に行動する態度の育成

事業名	内容	関係部署	関連	30年度目標
生活安全・交通安全教育の推進	子どもや社会の実態に合った安全教育の推進	指導課、学校管理課	学校 家庭・地域	全校における安全教育の実施。学校・地域が連携した防災訓練の実施。
教職員研修等の実施	危機管理の意識向上につながる研修の実施	指導課、市教育センター、学校管理課	学校	危機管理研修等の実施
地域と連携した危機管理体制づくりの推進				

【30年度具体的施策】

1 生活安全・交通安全教育の推進

「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」にもとづき、避難訓練・防犯訓練の実施を通じて安全教育の徹底を図ります。児童・生徒の安全意識の向上を図るため、警察等との連携による交通安全教室や防犯安全教室の実施等、安全教育の充実に努めます。大阪府教育庁が示した「大規模災害時初期対応マニュアル（学校避難所運営方策）」を参考に、各学校において「校内敷地使用計画」や「施設使用計画」等が作成されるよう支援します。

2 通学路安全プログラムの実施や特別教室への空調機器設置

児童・生徒の登下校の安全性向上へ向け、学校からの通学路改善要望に対し、関係機関と連携し、「交野市通学路安全プログラム」を取りまとめ、総合的な対策を行います。また、対応結果についてホームページ等を通じて公表します。また、小学校の図書室・音楽室・理科室と中学校の図書室・理科室・美術室に空調機器を設置し、夏の暑さ対策を主と

した学習環境の改善に取り組みます。

3 教職員研修等の実施

学校における危機管理や、体育実技等における安全管理等の教職員研修を実施し、危機管理の意識向上や対応の強化につながる支援を行います。